

工事請負契約設計変更ガイドライン
(土木工事編)

平成30年 4月

名古屋市上下水道局

目次

1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	
(1)	基本原則	1
(2)	設計変更協議を行う場合	3
3	設計変更が不可能な場合	4
4	発注者及び受注者の留意事項	
(1)	発注者	4
(2)	受注者	5
5	設計変更を行うことができる主な事実の具体例	5
6	「設計図書の照査」の範囲について	
(1)	「設計図書の照査」の範囲	7
(2)	「設計図書の照査」の範囲を超える具体例	8
7	設計変更を行う場合の手続き	
(1)	5で規定する区分Ⅰ～区分Ⅴに該当する場合の手続き	9
(2)	5で規定する区分Ⅵに該当する場合の手続き	9
(3)	5で規定する区分Ⅶに該当する場合の手続き	10
(4)	6で規定する「設計図書の照査」の範囲を超えるものを指示した場合の手続き	11
8	設計変更に関わる資料の作成	
(1)	設計照査に必要な資料の作成	12
(2)	設計変更に必要な資料の作成	12
9	指定と任意	12

1 ガイドラインの目的

名古屋市上下水道局は、市民生活や経済活動の基盤となる上下水道施設を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。

これらの工事を発注するにあたっては、地形、地質、湧水などの自然的条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保などの社会的な制約条件の中で当該工事目的物を完成するため、必要な調査、検討のうえで工事発注を行っていますが、それでもなお、工事の進行にあたり、これら調査結果及び工事方法が実際の現場と一致しない場合や、予見することができない特別な事態が生じるなど、当初設計内容を変更せざるを得ない場合があります。

本ガイドラインは、平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正品確法」という。)の基本理念や名古屋市上下水道局工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)等を踏まえ、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、設計変更を行わなければならないなくなった場合における手続きを円滑化することを目的としています。

事例は、参考例であってこれだけに限定するものではありません。

2 設計変更の基本事項

(1) 基本原則

設計変更は、「当初の契約目的の内容の範囲内で行うものとする。」を原則とします。

したがって、次のような場合は、上記の設計変更の基本原則の範囲を越えるものであり、設計変更により対応することはできません。

ア 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合

(ただし、付帯工事、関連工事、影響範囲、地元調整等で当初工事と大きく関連し、同一施工管理するのが適切な工事の場合は除きます。)

イ 当初の工事目的と関係のない工事を追加する場合

(ただし、当初工事と密接な関連のある工事を施工する必要がある、当初の契約目的との同一性を失わないと認められる場合は除きます。)

ウ 請負代金額が当初の 30% を超えて増額する場合

(現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合や工事内容が一連の工事であり、緊急性等の理由が認められる場合は除きます。)

エ 数量を一式として表示した工事を変更する場合

(ただし、設計図書に設計条件又は施工方法として明示したものについて、当該設計条件又は施工方法を変更する場合は除きます。)

なお、設計変更を行う時期は、変更事由が発生した場合に速やかに行うものとします。ただし、次の例に該当する場合などは、この限りではありません。

a 軽微な変更該当する場合

軽微な変更とは、①主たる目的物の構造、工法、位置、断面等の変更で重要なものでない場合又は②新工種に係るもの又は数量若しくは一式工事費の変更が予定されているもので、これらの変更見込請負代金額の総額が当初契約の請負代金額の20%に相当する金額以内の場合をいい、この場合は遅くとも工期末（2会計年度以上にわたる工事にあっては各会計年度末及び工期末）までに一括して行うことができるものとします。

b 契約約款第19条に該当する場合（工事の中止）

上記の条項による変更事由が発生した場合は、工事再開後受注者からの書面による請求により変更を行うこととなっています。

c 契約約款第24条に該当する場合（スライド条項）

上記の条項はいわゆるスライド条項であり、全体スライド（契約約款第24条第1項～第4項）の変更契約時期は、「工期末又は年度末までに他の設計変更（精査変更を含む。）と合わせて行うことができるものとする。」となっており、単品スライド（契約約款第24条第5項）は「工期末に行うものとする。」となっています。また、インフレスライド（契約約款第24条第6項）の変更契約時期は、「他の設計変更と合わせて行うことができる。」となっています。

(2) 設計変更協議を行う場合

ア 設計変更を行う場合については、契約約款に次のように規定されています。

表1 設計変更を行う主な事実とその根拠条文

設計変更を行う主な事実	根拠規定 (契約約款)	区分
1 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合	第17条第1項 第1号	I
2 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)に誤謬又は脱漏がある場合	第17条第1項 第2号	II
3 設計図書の表示が明確でない場合	第17条第1項 第3号	III
4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	第17条第1項 第4号	IV
5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第17条第1項 第5号	V
6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	第18条	VI
7 工事用地が確保できないこと等のため又は天災等により受注者が工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部または一部の施工を一時中止したもので、これが受注者の責めに帰することのできないと発注者が認めた場合	第19条	VII

表1における場合のほか、契約約款では第7条、第14条、第15条、第16条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条等で契約変更する場合があることを規定しています。

しかし、表1に該当する場合であっても、設計変更の基本原則の範囲を逸脱している場合には、設計変更により対応することはできません。

また、受注者が発注者から変更に係る通知又は指示を受けずに工事内容を変更して施工するなど、正規の手続きを経していない場合(契約約款第25条「臨機の措置」第1項ただし書きを除く。)も、設計変更により対応することはできません。

イ 発注者が、土木工事共通仕様書（共通編）に規定する受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える設計図書の訂正又は変更を受注者に実施させた場合は、それらに要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとし、設計変更で対応するものとし、

3 設計変更が不可能な場合

表 2 に示すような場合は、原則として設計変更で対応することはできません。（ただし、契約約款第 25 条（臨機の措置）での対応の場合は、この限りではありません。）

表 2 設計変更が不可能な場合

設計変更が不可能なケース	
①	設計図書に条件明示のない事項において、契約約款第 17 条第 1 項～第 4 項に規定する手続きを行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
②	発注者に契約約款第 17 条第 1 項に基づく通知を行っているが、発注者からの調査結果の通知前に施工を実施した場合
③	受注者が自らの都合により、施工方法等について承諾を得て施工した場合
④	契約約款（第 17 条～第 23 条）に定められた所定の手続きを経していない場合
⑤	指示・協議等、書面によらない場合

4 発注者及び受注者の留意事項

（1）発注者

改正品確法の中で、発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」と示されており、適切に設計変更を行うことが求められています。

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は受注者に対して書面により通知又は指示を行わなければなりません。

さらに、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で施工すべき工種の追加を受注者に対して指示を行ってはいけません。

適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

ア 設計変更を行う必要が認められた場合には、必要な指示、通知等を書面で行う。

イ 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。(契約約款第 17 条)

ウ 設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する。(契約約款第 22 条、第 23 条)

(2) 受注者

受注者は、工事目的物を設計図書の定めるところにより適切に施工する義務があり、工事の施工にあたっては、発注者の意図、設計図書、現場条件などを十分確認する必要があります。

適切に工事を施工するため、受注者は次の事項に留意しなければなりません。

ア 設計図書と現場条件に相違があるとき、必要な条件明示がされていないときなど施工する上で疑問が生じた場合には、受注者の勝手な判断により施工を続けるのではなく、速やかに発注者に事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を請求しなければならない。

イ 設計図書の訂正又は変更が必要な場合には、発注者と協議を行い、発注者の書面による通知又は指示に従い施工する。

ウ 受注者が自らの都合により施工方法等について発注者の承諾を得て施工した場合には、設計変更で対応することはできないため、設計図書と工事現場の不一致・条件明示のない事項等の場合には、発注者と協議を行い、発注者の書面による通知又は指示に従い施工する。

5 設計変更を行うことができる主な事実の具体例

区分Ⅰ 図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しない場合

(1) 図面と設計書で管径が一致しない。

(2) 図面と設計書で使用材料の規格が一致しない。

(3) 図面と設計書の数量(管布設延長、舗装面積、材料、仕様等)が一致しない。

区分Ⅱ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

(1) 設計図書に誤謬がある場合

ア 同一箇所の管径や管延長が図面によって異なる。

イ 設計図書で示されている工法（指定仮設）が、条件明示されている土質条件では施工できない。

(2) 設計図書に脱漏がある場合

ア 条件明示する必要があるにも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。

イ 条件明示する必要があるにも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。

ウ 条件明示する必要があるにも係わらず、使用する工事材料の仕様等の明示がない。

区分Ⅲ 設計図書の表示が明確でない場合

(1) 設計条件を指定する必要がある場合で、土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。

(2) 水替工実施の明示はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない。

(3) 指定仮設及び工事目的物に使用する工事材料の規格（種類、強度等）の明示が不十分である。

区分Ⅳ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

(1) 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。

(2) 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。

(3) 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。

(4) 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。

(5) 設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等と工事現場の舗装版、地下埋設物等が一致しない。

(6) 設計図書に明示された地下埋設物等の位置と工事現場での位置が一致しない。

(7) 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と比較して、工事現場で試験による改良後の強度のほう大幅に不足する場合あるいは、大幅に上回る場合など想定と一致しない。

区分Ⅴ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（発注者が設計図書において施工条件として定めなかった事項に関して、工事着手後に予期することができない特別な状態が生じたことにより、契約締結や工事施工の前提が大きく変わり、当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不相当である場合）

(1) 埋蔵文化財が発見され、その調査が必要となった。

(2) 現地の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった。

- (3) 現地に事前調査ではなかった残置支障物等が判明し、調査及び撤去等の作業が必要になった。
- (4) 予期せぬ交通規制を受け、工事を進められなくなった。

区分Ⅵ 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合

- (1) 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- (2) 地元調整の結果、施工条件として定めた施工時間、施工日を変更する。
- (3) 警察、鉄道・河川等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等の協議により施工内容の変更、工事の追加をする。
- (4) 同時に施工する必要のある工事が判明し、その工事を追加する。
- (5) 関連する他の工事の影響により施工内容を変更する。

区分Ⅶ 工事用地が確保できないこと等のため又は天災等により受注者が工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部又は一部の施工を一時中止したもので、これが受注者の責めに帰することのできないと発注者が認めた場合

- (1) 工事用地等の確保ができない場合
 - ア 発注者の義務である工事用地（工事目的物が建設される場所。以下同じ）及び設計図書で発注者が提供すると定められた工事の施工上必要な用地の確保が行われていない。
 - イ 工事用地の支障物件が除去されていない。
 - ウ 工事用地に登録されている他人の物件等（地上権、地役権、貸借権等）が消滅していないため、工事が進められない。
 - エ 設計図書に工事着手時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- (2) 天災等による場合
 - ア 暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他の自然的若しくは人為的な事象によって工事を進められない。
 - イ 工事現場が不法占拠され工事を進められない。
 - ウ 関連工事の工事進捗が遅れ、当初契約工期内での完成が困難となる場合。

6 「設計図書の照査」の範囲について

(1) 「設計図書の照査」の範囲

受注者が行う照査の範囲は、契約約款第17条第1項第1号から第5号に該当する事項で、施工前及び施工途中において、受注者の負担により照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。また、監督員は、現地の事実が確認できない場合には更なる追加資料を要求できるものとします。

受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合には、従わなければなりません。

注) 現地の事実の確認のために監督員が要求できる追加資料には、比較設計や構造計算を伴うものは、含まれません。

受注者の資料に対して、更なる比較設計や構造計算等の検討に係る費用は、発注者の責務において実施するものとします。

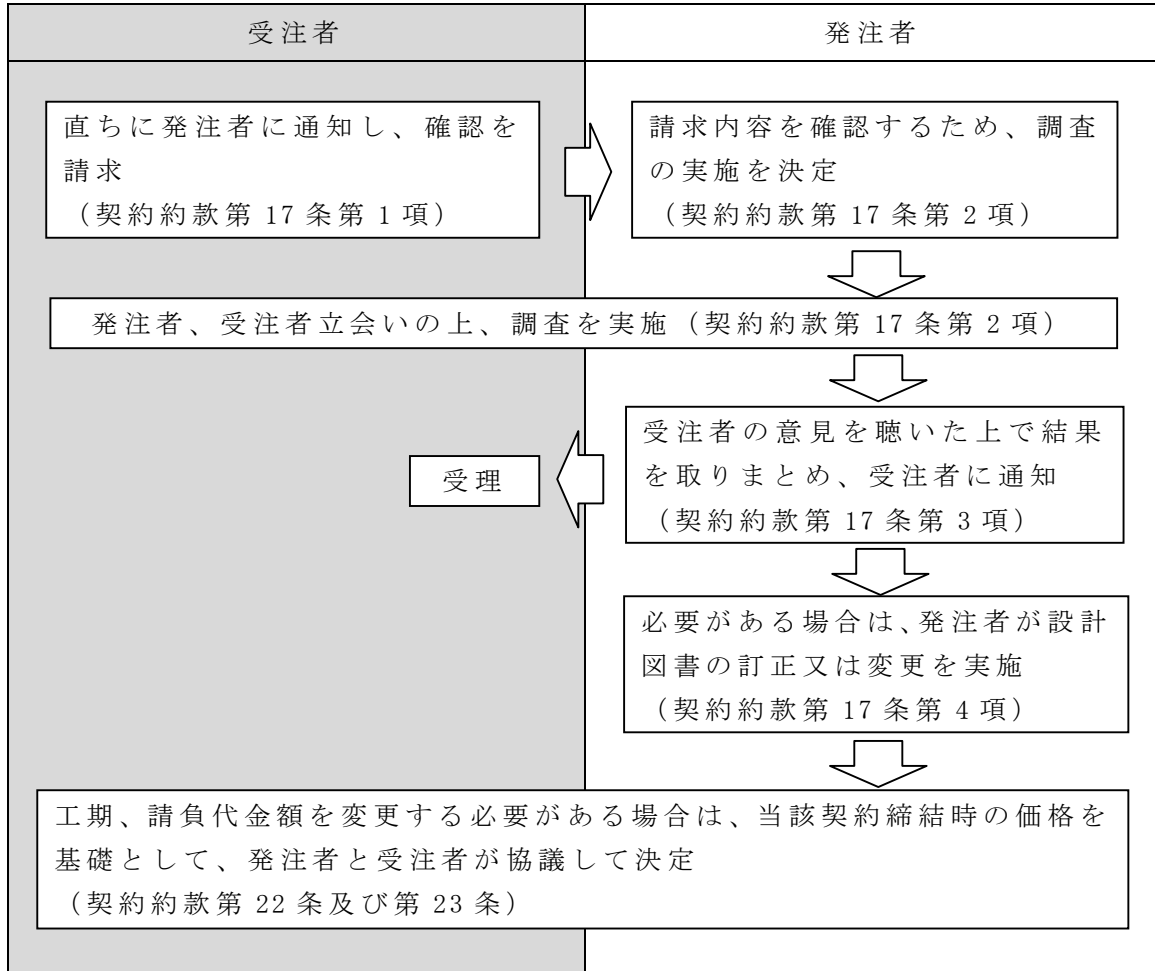
(2) 「設計図書の照査」の範囲を超える具体例

- ア 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- イ 現地測量の結果、計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
- ウ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- エ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- オ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
- カ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- キ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ク 土留め等（指定仮設）の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ケ 「設計要領」や「各種示方書」等との対比設計。
- コ 構造物の応力計算書の計算入力条件（現地条件及び施工条件など設計条件の照査は設計図書の照査に含む。）の確認や構造物の応力計算に伴う照査。
- サ 設計根拠まで遡る設計図書の見直し（現地条件及び施工条件など設計条件の照査は設計図書の照査に含む。）。
- シ 現地調査の結果、既存の埋設物（ケーブル、配管等）等の位置や内容の見直しの必要が生じた場合。
- ス 現場調査の結果、設計図書で明示している既存設備の機能や能力等が異なる場合の容量計算及び図面作成。

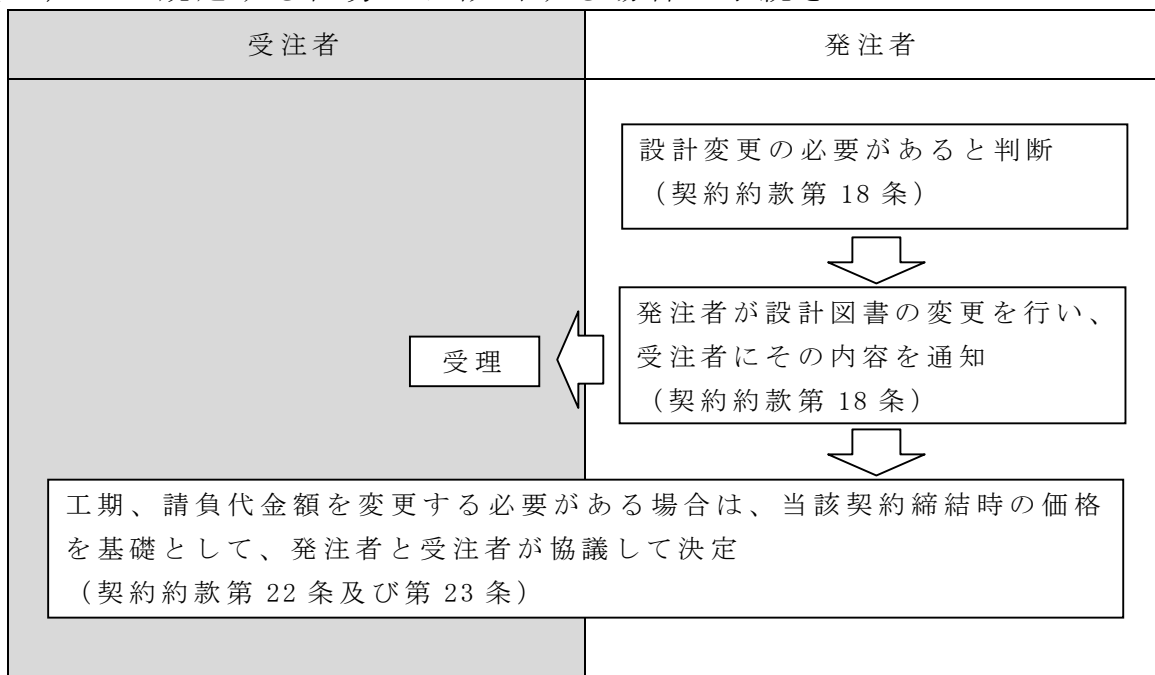
なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとなります。

7 設計変更を行う場合の手続き

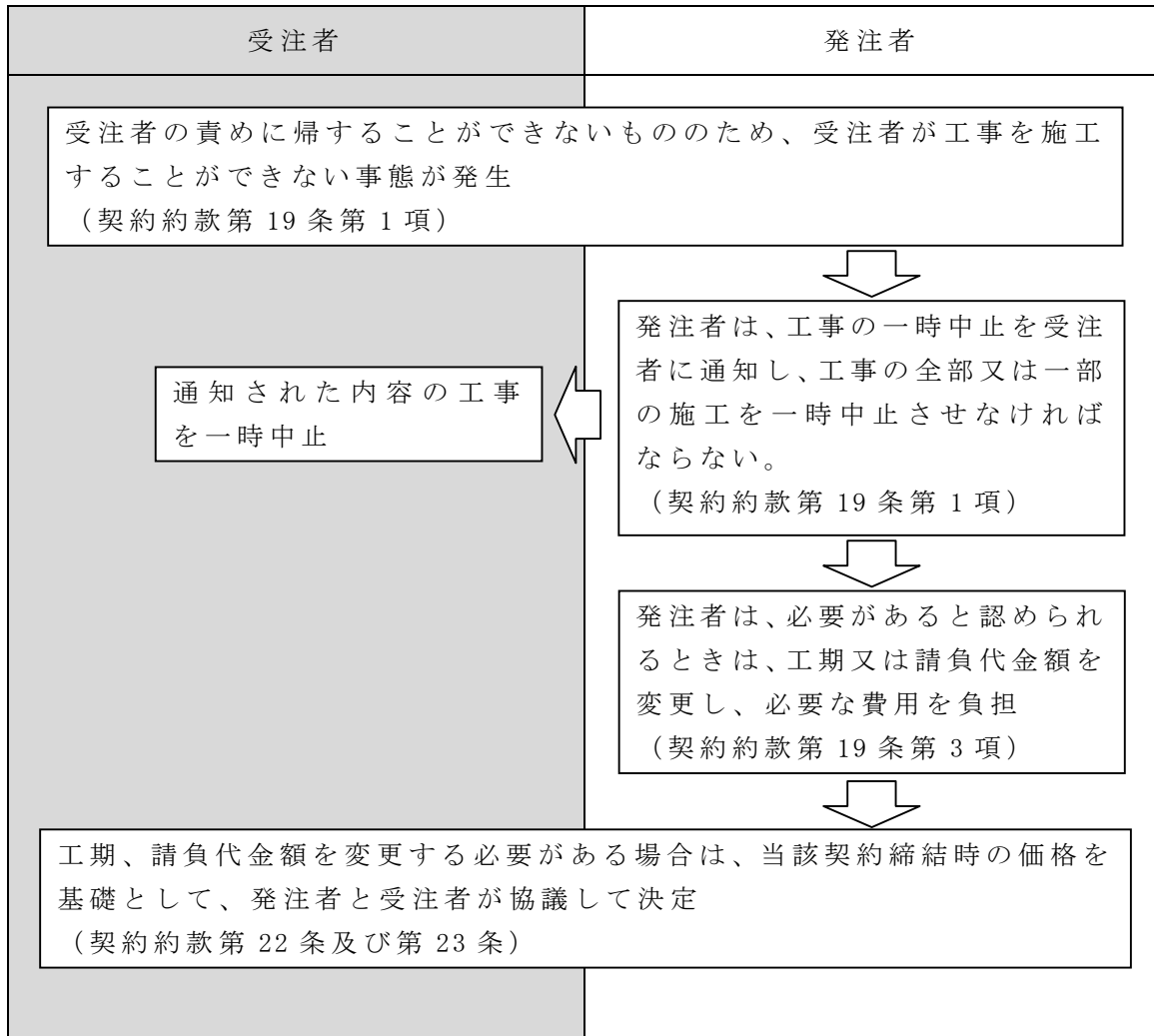
(1) 5で規定する区分Ⅰ～区分Ⅴに該当する場合の手続き



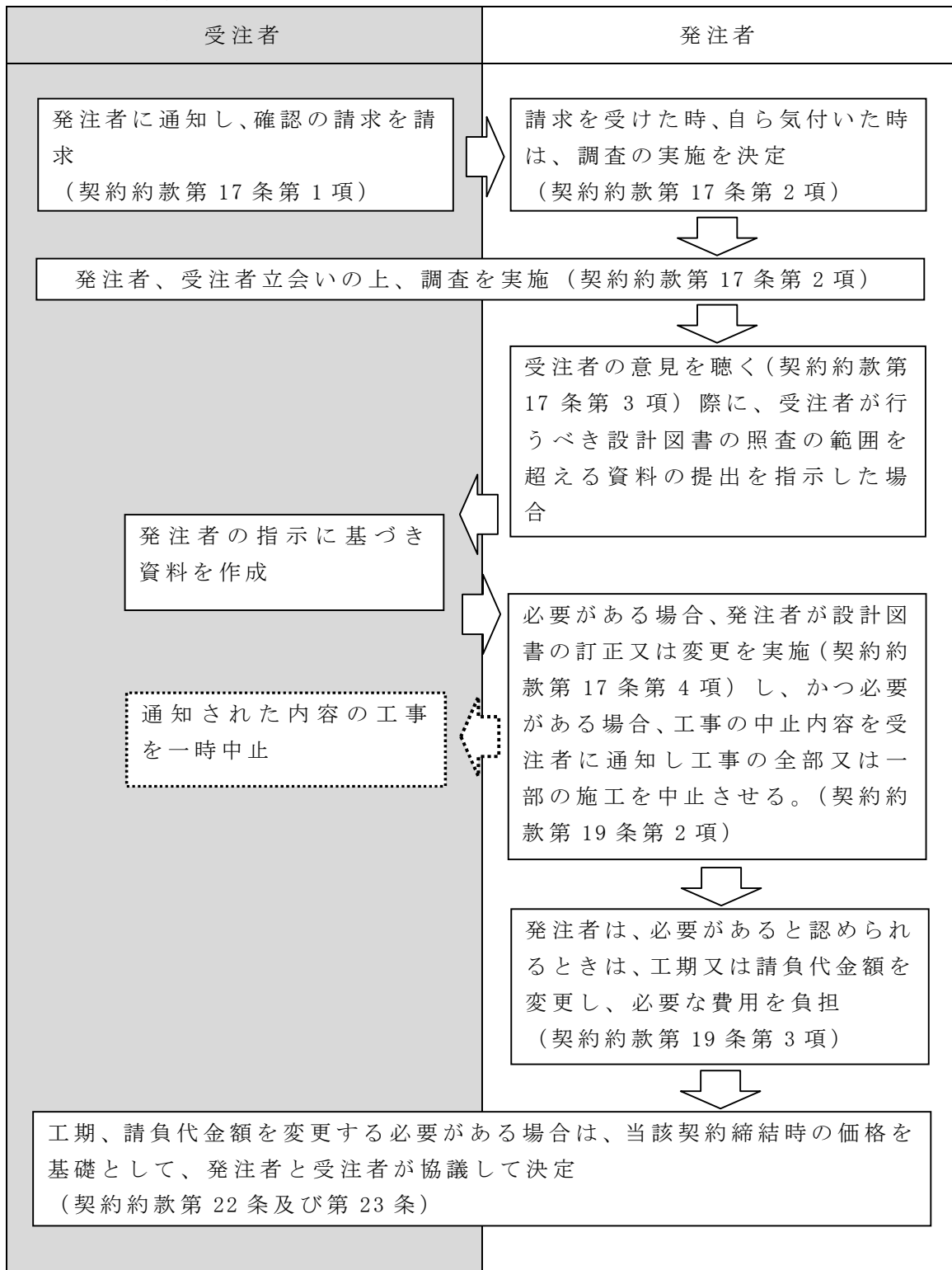
(2) 5で規定する区分Ⅵに該当する場合の手続き



(3) 5で規定する区分Ⅶに該当する場合の手続き



(4) 6で規定する「設計図書の照査」の範囲を超えるものを指示した場合の手続き



8 設計変更に関わる資料の作成

(1) 設計照査に必要な資料の作成

受注者が、契約約款第 17 条第 1 項に該当する事実を発見した場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければなりません。ただし、これらの資料作成にかかる費用は契約変更の対象としません。

(2) 設計変更に必要な資料の作成

契約約款第 17 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約約款第 17 条第 4 項に基づき発注者が行うものですが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとします。

- ア 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- イ 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ウ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- エ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- オ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とし、受発注者間の協議による。

9 指定と任意

仮設とは、工事目的物を完成するために必要な手段であり、工事目的物を構築するため一時的に工事施工上使用するものをいいます。

契約約款第 1 条第 3 項では、「仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約約款及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」と定められており、仮設、施工方法等の指定・任意については、適切に扱う必要があります。

「指定」とは、工事目的物を完成させるにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならないものをいいます。

「任意」とは、工事目的物を完成させるにあたり、その仮設、施工方法等について、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものをいいます。

表 3 に、指定と任意の考え方について示します。

表 3 指定と任意の考え方

	指定	任意
設計図書への位置付け	工事材料、数量及び施工方法等について、具体的に指定 (契約条件として位置付けられます)	工事材料、数量及び施工方法等について、具体的に指定しない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法等を示すことがあります)
工事材料及び施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の提出、修正は必要)
工事材料及び施工方法等の変更がある場合の設計変更の対応	設計変更での対応可	設計変更での対応不可
設計図書に明示した施工条件と実際の現場条件が一致しない場合の設計変更の対応	設計変更での対応可	設計変更での対応可
その他	指定仮設とすべき事項 ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	